

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年4月21日(木)午後3時から午後5時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(24名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	5番 大木章寿 委員
6番 佐藤喜巳 委員	7番 石毛甲子男 委員
8番 郡司武幸 委員	9番 今井睦子 委員
10番 石田利之 委員	11番 大木丈雄 委員
12番 伊藤栄治 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
21番 太田忠治 委員	22番 菱木信治 委員
23番 大木一夫 委員	24番 石井敏雄 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(3名)

4番 安藤幸春 委員 13番 椎名正和 委員 25番 椎名勝英 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 24件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
11件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
4件

議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
(別冊)

議案第6号 平成28年度第1次農用地利用集積計画(案)について
(別冊)

議案第7号 平成28年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について
(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

利用権の中途解約に係る通知について

1 件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局員 3 名

(産業振興課)

職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 28 年 4 月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は 27 名中 24 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、15 番伊藤喜信委員、20 番川口京子委員を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 1 番から 9 番までと 12 番及び 16 番から 18 番までは賃借権に関する件、番号 10 番と 11 番及び 13 番から 15 番までと 19 番から 24 番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から24番までを議案書を基に朗読】

番号1番から24番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりま

す。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

18番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

9番 番号7番について、譲受人は太陽光発電事業者で、空中の利用権を設定するものです。下部の営農に問題ないと思われます。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号9番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号10番と11番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

1番 番号12番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号13番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号14番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思わ

れます。

3番 番号15番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

20番 番号16番から18番までは、同一の譲受人です。譲受人の習得している技術や所有する機械などから営農に問題ないと思われます。

21番 番号19番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号20番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

20番 番号21番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

26番 番号22番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号23番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号24番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、宅地の進入路用地として、現況宅地108m²に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。本案件につきましては、始末書が添付されています。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

25番 番号1番について、住宅の進入路として長年使用していたようですが、所有地の利用状態を細査したところ判明したとのことです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号1番から11番までを議案書を基に朗読】

- 事務局 番号1番は、建壳分譲住宅用地として、畝計760m²に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 番号2番は、営農型太陽光発電施設用地として、畝1,306m²の内7.665m²を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 番号3番から7番までは、同一の譲受人です。農業用施設用地（ライスセンター）造成のため田計2,881m²を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 番号8番と9番は、同一の譲受人です。専用住宅用地として畝計389m²を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 番号10番について、専用住宅用地として畝206m²を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 番号11番について、専用住宅用地として現況畝259m²を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 11番 番号1番について、建壳分譲宅地3棟用地として、畝計760m²を譲り受け計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。
- 9番 番号2番について、営農型太陽光発電施設用地として畝7.665m²を借り受け計画するものです。事業計画から施設下部の営農には問題ないと思います。
- 番号3番から7番までについて、ライスセンター用地の造成のため計2,881m²を借り受け計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。
- 21番 番号8番と9番について、譲受人は同一人です。現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となつたため、畝計389m²を譲り受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。
- 12番 番号10番について、譲受人は現在借家に住んでいますが、手狭となつたため畝206m²を母より借り受け計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

24番 番号11番について、譲受人は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となった為、義祖母・義父より現況畠259m²を借り受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、4件でございます。

あっせん申出番号1番については、田1筆畠1筆を売買したいとのことです。

あっせん申出番号2番については、田1筆を売買したいとのことです。

あっせん申出番号3番については、田8筆を貸借したいとのことです。

あっせん申出番号4番については、畠2筆を売買したいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に20番川口京子委員、21番太田忠治委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、22番菱木信治委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に6番佐藤喜巳委員、27番伊藤定夫委員を、あっせん申出番号4番のあっせん委員に12番伊藤栄治委員、21番太田忠治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に20番川口京子委員、21番太田忠治委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、22番菱木信治委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に6番佐藤喜巳委員、27番伊藤定夫委員を、あっせん申出番号4番のあっせん委員に12番伊藤栄治委員、21番太田忠治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては、3月総会にて御承認を頂きましたが、3月末日に様式変更との通知があり改正様式にて改めて御承認を頂きたく提出させて頂きました。変更は2ページの3、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についての様式変更で、参入者の取得面積と参入目標数が追加となっています。取得面積については、許可面積を記載しております。

参入目標数につきましては、産業振興課と連携を図りながら行う数値としてあります。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。原案のとおり決すること

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第6号「平成28年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る4月19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

12番(農地銀行運営委員会会長)

農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る4月19日午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成28年4月12日に匝瑳市から諮問がありました別冊の平成28年度第1次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の内容につきましては、利用権設定関係13件、対象面積合計82,696m²、所有権移転関係4件、対象面積合計17,341m²です。計画案の詳細につきましては、事務局担当課よりご説明申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「平成28年度第1次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第7号「平成28年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。本案につきましては、去る4月19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会长から報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会会长からの報告】

12番（農地銀行運営委員会会长）

農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る4月19日午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成28年4月14日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課よりご説明申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会会长からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用配分計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号「平成28年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第7号「平成28年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について1件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

24件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 11件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 4件
議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)
議案第6号 平成28年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第7号 平成28年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
利用権の中途解約に係る通知について 1件
ありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、平成28年4月21日の匝瑳市農業委員会の定例総会
を閉会いたします。